

● 自筆証書遺言の方式緩和と保管制度

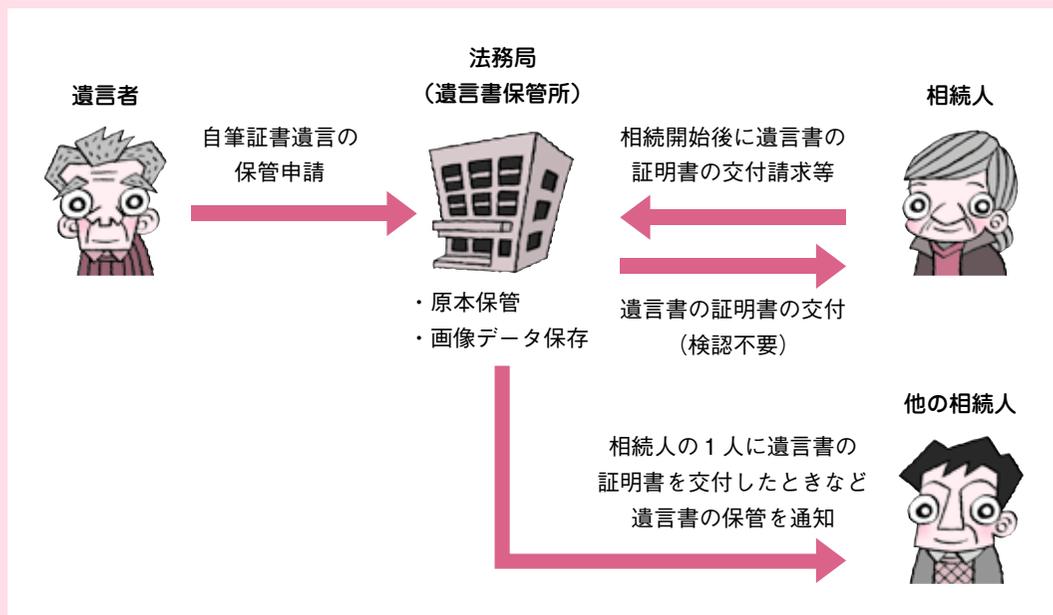
<図表1 緩和された自筆証書遺言の例>

<p style="text-align: center;">遺言書</p> <p>1 私は別紙目録1および2記載の不動産を長男甲山甲太郎に相続させる。</p> <p>2 私は別紙目録3記載の預金を二男甲山乙次郎に相続させる。</p> <p>2019年1月15日</p> <p style="text-align: right;">〇〇県〇〇市〇〇 甲山 乙太郎 ①</p>	<p style="text-align: center;">別紙</p> <p style="text-align: center;">目録</p> <p>1 土地 所在 〇〇市〇〇 地番 〇番〇 地目 宅地 地積 〇〇㎡</p> <p>2 建物 所在 〇〇市〇〇 家屋番号 〇番〇 種類 居宅 床面積 〇〇㎡</p> <p>3 預金 □□銀行〇〇支店 普通預金 口座番号〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">甲山 乙太郎 ①</p>
---	--

遺言事項や日付、氏名を自書。押印も必要

印字したものでも登記事項証明書や預貯金通帳のコピーでも可（ただし、署名は自筆で、押印も必要）

<図表2 保管制度の仕組み>



# ①改正相続法による変更点や相続対策への影響を押さえよう

## 1 自筆証書遺言の方式緩和と保管制度の創設

**現**

行法における自筆証書遺言は、遺言者が遺言書の全文、日付および氏名を自書しなければならず、押印も必要とされています。遺言事項以外の遺言者が有する財産を記載した部分も遺言者がすべて自書することになり、財産が多い場合にそれらを自書することは遺言者にとって相当な負担となっています。

り、財産目録のページが両面に記載されているような場合、両面に署名押印が必要になります。

**●保管されれば検認は不要**

現行法では自筆証書遺言の保管について定めがなく、遺言者が自宅や金融機関の貸金庫に保管することが通常でした。しかし、紛失等により遺言を発見できなかったり、先に遺言を発見した者が内容を変造したりするおそれもありました。

そこで、相続法改正と同時に「法務局における遺言書の保管等（保管法）」を成立させ、自筆証書遺言を遺言書保管所たる法務局に保管することを可能にしました。

ただし、財産目録の毎ページに遺言者の署名と押印が不可欠であること、改正法においては、遺言書と一体となる相続財産の全部または一部の目録（以下、財産目録）について、すべてを自書することを必要としない方式に緩和しました。財産目録は印字された書面を利用することもできますし、不動産の登記事項証明書や預貯金通帳の写しを財産目録として添付することも可能です。

「法務局における遺言書の保管等（保管法）」を成立させ、自筆証書遺言を遺言書保管所たる法務局に保管することを可能にしました。

遺言者は、封をしない自筆証書遺言を遺言書保管官（法務事務官）に保管申請し、遺言書保管官

は方式の不備がないことを確認のうえで、遺言書原本とともに遺言書の画像ファイルも保管管理します。遺言書のデータ化により災害等で遺言書の内容が消滅すること防止できます。遺言者はいつでも保管された遺言書の返還等を請求することが可能です。

遺言者の死亡後には、相続人は法務局に対して遺言書の有無の確認や、遺言書の閲覧、遺言書の画像情報等を用いた証明書（遺言書情報証明書）の交付を請求することができます。金融機関での相続手続きの際は、遺言書の代わりに証明書を利用できるようにする必要があります。

相続人の1人が遺言書の閲覧や証明書の交付を行ったら、遺言書保管官は他の相続人等へ遺言書を保管している旨を通知します。

また、遺言書保管法を利用して保管された遺言書については家庭裁判所による検認手続きは不要です。現行法では自筆証書遺言は検認手続きが必要で、相続人にとって負担でした。検認が不要なもの

この制度のメリットです。

**●内容の間違いは防げない**

今後のスケジュールとしては、自筆証書遺言の方式緩和は2019年1月13日、遺言書保管法は2019年7月10日に施行される予定です。

方式緩和により自筆証書遺言の作成を希望する遺言者が増えることが想定されます。また、保管制度は公正証書遺言と同様に安全な保管が担保されますし、具体的な手数料はまだ公表されていませんが、公正証書遺言よりは安価になることが想定されることから、活用されていくものと思われます。

ただし、保管制度を利用しても内容の間違いまでは防げないことに注意が必要です。

金融機関の担当者は、自筆証書遺言の方式の緩和や保管制度について説明できるようにするだけでなく、自筆証書遺言のリスクや公正証書遺言の活用についても正確に説明できるようにしておく必要があります。